

「労使間の取扱いに関する協約」の締結にあたって

□労使間の取扱いに関する協約締結！

9月20日、JR東労組本部はJR東日本本社と「労使間の取扱いに関する協約」について3年間を有効期間として締結した。

18春闘以降の組織混乱の中、組合員からは「協約も破棄されてしまうのか」「協約は結べるのか」との不安の声や、当時JR東労組はもう協約を締結できないかのようなことを囁かれ、脱退を余儀なくされた仲間もいたのが現実である。本部は18春闘から続く様々な不安の声を受け止め、協約締結に向けて建設的な議論を積み上げてきた。

今回、9月30日に協約期間の締結期間満了を迎えるにあたり、本社より協約の一部改訂の通知を受け、本部は申7号『「労使間の取扱いに関する協約の改訂」に関する申し入れ』を行い団体交渉を行ってきた。本社からの改訂通知の一部内容について、本部は現行の文言通りでの締結を強く求めてきたが、要求の実現には至らなかった。しかし、団体交渉において「今協約の改訂は組合活動を規制するものではない」ことを大前提として確認した。そのことに踏まえ会議室利用に関しては、各地方において、この間労使で積み上げてきたものであり、その運用を変えるものではないことを労使共通の認識とした。今後、職場における協約の運用について組合員の正当な組合活動の自由が否定され、不利益な扱いが行われることのないよう、職場での議論を創り出していこう！

□「労働条件に関する協約」の変更はない！

今回内容を変更して締結したのは、団体交渉等の労使間協議や会議室等の一時使用など便宜供与についての協約であり、有効期間の定めがある「労使間の取扱いに関する協約」である。多くの組合員が危惧していた、出向や施策等に関する「労働条件に関する協約」の変更は一切なく、継続して締結状態にある。

□協約締結の重要性を議論しよう！「労使間の取扱いに関する協約」（条文一部抜粋）

第1章・第1条（目的）

東日本旅客鉄道株式会社と東日本旅客鉄道労働組合は、信義誠実の原則に従って健全な労使関係確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ることを目的とし、この協約を締結する。

・第2条（労働協約の遵守義務）

会社及び組合は、労働協約を遵守し、相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行する。

2 就業規則その他これに準ずる諸規程が、労働協約に抵触する場合は、その抵触する部分については労働協約が優先する。

今回締結した「労使間の取扱いに関する協約」は、健全な労使関係の確立のもと、会社の発展と労働条件の維持向上を図ることを目的とし、これまでの協約の履行や今後の労使協議を保障した重要な協約である。そして、協約は就業規則よりも優先されることから、組合員が安心して働く上で絶対に必要なものである。

協約締結にあたり、この社会で働き生活する上で、労働組合の役割とJR東労組の必要性の議論を深め組織強化・拡大の取り組みを全組合員で創り出そう！

2018年9月26日
東日本旅客鉄道労働組合